

京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例に基づく措置命令違反の事業者に対する過料の手続に関する要綱

令和7年8月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例（以下「条例」という。）第20条第2項に基づく措置命令（以下「措置命令」という）に違反した事業者に対して条例第26条第1項第3号に基づく過料に処する場合の手続に関し必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(過料処分の告知及び弁明の機会の付与等)

第3条 措置命令に違反した者について、条例第26条第1項第3号に規定する過料処分を行おうとするときは、地方自治法第255条の3第1項並びに京都市行政手続条例第28条及び第29条の規定に基づき、当該処分を受ける者に対し、あらかじめその旨を告知するとともに、弁明の機会を付与するものとする。

- 2 前項に規定する告知については、様式1の過料処分告知書を用い、弁明については、様式2の弁明書を用いるものとする。
- 3 過料処分の告知をするときは、様式3の違反調書を作成するものとする。

(過料処分)

第4条 措置命令に違反した者に科する過料の額は、50,000円とする。

- 2 過料処分を行う場合は、当該処分を受ける者に対して、様式4の過料処分通知書及び20日以内の納期限を定めた納入通知書により通知するものとする。
- 3 前項の過料の督促は、様式5の督促状により行うものとする。
- 4 弁明に正当な理由があると認められるときは、過料処分を行わないことができる。

(様式の修正)

第5条 様式1から様式5までについては、参考様式であり、内容に応じて適宜修正を行うことができる。

(補則)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、保健福祉局医療衛生推進室長がこれを定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、決定の日から施行する。

(様式1)

保医七第 号
年 月 日

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者名)

京都市長



過 料 処 分 告 知 書

京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例第26条の規定により、下記のとおり過料を科すので、地方自治法第255条の3第1項並びに京都市行政手続条例第28条及び同29条の規定により告知します。

この処分について、弁明がある場合には、年 月 日までに別紙様式により、弁明書を提出してください。

1 過料処分を受ける者

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者名)

2 過料額

円

3 理由

〈弁明書提出先・問合せ先〉〒604-0835
京都市中京区御池通高倉西入高宮町200番地
千代田生命ビル2階
京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センター
宿泊施設適正化担当
TEL 075-585-5653 FAX 075-251-7235

(様式2)

弁 明 書

年 月 日

(宛先) 京都市長

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者名)

【この弁明書の対象となる処分】

年 月 日付け保医セ第 号により告知された過料処分

【次のいずれかに○を付けてください。】

- 1 私は、過料処分を受けることについて、特に弁明はありません。
- 2 過料処分について、次のとおり弁明します。

【以下に弁明を詳述してください。必要に応じ、資料等を添付してください。】

--

(様式3)

違 反 調 書

- 1 違反行為者の氏名又は名称及び住所又は所在地
 - (1) 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
 - (2) 氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）

- 2 関係する営業施設等
所在地

- 3 指導履歴

- 4 過料告知後の状況
 - (1) 弁明の内容
 - (2) 過料処分通知書の送付日
 - (3) 過料納入状況
 - (4) 督促状況

- 5 その他特記事項

【本調書には、参考資料があれば添付すること。】

(様式4)

京都市達保医七第 号

過料処分通知書

被処分者

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）

上記の者を、京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例第26条第1項第3号の規定により、金50,000円の過料に処する。

上記のとおり通知する。

被処分者は、別に交付する納入通知書によりこれを納付しなければならない。

年 月 日

京都市長



(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に京都市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として提起することができます。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(様式5)

保医七第 号
年 月 日

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）

京都市長



督 促 状

先に、あなたに対して過料処分通知書により通知した下記の金額は、納期限（ 年 月 日）までに納付されておりませんので、至急納付してください。

指定納期限を過ぎても納付されないときは、地方税の滞納処分の例により処分をします。

記

年 度	
金 額	円
納付目的	京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例第26条の規定による過料
指定納期限	

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に京都市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として提起することができます。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。